

静岡県告示第319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、静岡県医療健康産業研究開発センターの使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先所在地

静岡県駿東郡長泉町下長窪1002の1

2 委託先名称

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構

3 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで